

改正迷惑防止条例の第1条～第5条（第4条を除く）の概要

1 条例の構成

- ★ 第1条（条例の目的）
- ★ 実体規定（全4条）
 - 第2条 粗暴行為の禁止
 - 第3条 卑わいな行為の禁止
 - 第4条 不当な客引き行為等の禁止
 - 第5条 海水浴場等における危険行為等の禁止（条文、罰則ともに変更なし）

2 改正点【語句の加除及び罰則の引き上げ】 ※ 加除箇所

第1条（目的）

この条例は県民の生活の平穩を保持することを目的とする。
（及び滞在者）

第2条 粗暴行為の禁止

◎ 第1項 駅 電車
道路、公園、その他の公共の場所又は公衆が利用できる船舶、航空機、その他の公共の乗り物において、通行人、乗客等に対し、暴力的性行を示して、うろつき、たむろし、すごみ、又はいいがかりをつけてはならない。

◎ 第2項・・・条文の変更なし

★ 罰則の引き上げ（第1項及び第2項ともに下記のとおり改正）

◆ 現行 5万円以下の罰金又は拘留若しくは過料
【常習 6月以下の懲役又は20万円以下の罰金】

↓ 改正後

50万円以下の罰金又は拘留若しくは過料
【常習 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

第3条（卑わいな行為の禁止）

公共の場所又は公共の乗り物において、他人を著しくしゅう恥させ、又は他人に不安を覚えさせる卑わいな言動をしてはならない。

★ 罰則の引き上げ

◆ 現行 5万円以下の罰金又は拘留若しくは過料
【常習 6月以下の懲役又は20万円以下の罰金】

↓ 改正後

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
【常習 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

